

令和2年1月23日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	小口 俊明
委員	藤田 貴裕	.....	
〃	上村 和子(代理)	議長	石井 伸之
〃	藤江 竜三	副議長	望月 健一
〃	住友 珠美		

○欠席委員

副委員長	稗田美菜子
------	-------

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○協議事項

◎議長挨拶

議題1. 懸案事項について

午前10時1分開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。それでは、定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開きます。この際、御報告いたします。稗田美菜子委員より欠席する旨の届けが提出されておりますので御報告いたします。

なお、議会運営委員会内規第5条に基づき、代理委員として上村和子議員に御出席をいただいておりますので、御了承をお願いいたします。



#### ◎議長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 それでは、まず初めに、議長より御挨拶をお願いします。

○【石井伸之議長】 皆様、おはようございます。本日は足元の悪い中、議会運営委員会にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

高柳委員長のもとで、また、上村委員の御意見、大変な貴重な御意見をいただく中で、ホワイトボードを利用する中で、附箋を張るという新たな方式で議会運営委員会の懸案事項を協議するというすばらしい提案のもとで、こうして行われることを心から感謝を申し上げます。これによりまして、懸案事項がまた一歩また一歩とより進んで、さらに建設的な議会、そして開かれた議会となるように、また、皆様の御協力をお願いをいたしまして、一言挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 石井議長、ありがとうございました。

それでは、協議事項に沿って議事を進めてまいります。



#### 議題1. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、懸案事項についてに入ります。初めに懸案事項、項番1、項番8の政治倫理条例についてに入ります。このことについて、議会運営委員会資料を更新しておりますので、議会事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、お手元の議会運営委員会資料No.1をごらんください。項番1及び8の国立市議会政治倫理条例の論点について、前回の協議を受けまして、(3)として、「政治倫理審査会を設置する場合、その調査請求の要件について」を追加し、以下の括弧の数字を1つずつ繰り下げております。

説明は以上でございます。御協議のほど、よろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございました。

説明が終わりました。議会運営委員会資料について、質疑、意見等を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 (3)が追加になっていたと思います。それ以外は、もう既に意見を出しておりますけれども、(3)については条例の中で政治倫理に値するものは列挙されていたと思いますので、それに限定すればいいんじゃないかと思います。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

そのほかに御意見はございますか。今の御意見を受けてでも結構です。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 要件については、もう少し詳しく調べたいので、他市の条例であったり、過去の振り返りだったりをしながら、じっくり調べていきたいかなと考えております。

○【高柳貴美代委員長】 ほかにございますか。小口委員。

○【小口俊明委員】 政治倫理の基本条例及び政治倫理条例、この中で、その範囲というのは方向性が出ています。ですから、この範囲内であろうかなとは思いますが。その上で、現状の様子を、やはり今、藤江委員がおっしゃったように改めて捉え直して、妥当性があるのかどうかということも含めて、どのような要件にするのかというのは慎重に協議は必要かなと思います。

○【高柳貴美代委員長】 ほかにございますか。住友委員。

○【住友珠美委員】 私も、政治倫理条例中に書いてあったことも列挙されていたことと、加えて、やはりここで話し合うということで、藤江委員がおっしゃったように、ちょっと他市の例も参考に検討したいなというふうに考えております。

○【高柳貴美代委員長】 よろしいですか。

皆様に今意見を承りましたところ、3番に関しては、お持ち帰りになられて、会派で交渉団体でお話し合いをして、他市のもととなるものとも比べてみたいという御意見が多かったと思いますので、その件に関してはお持ち帰りということにさせていただきたいと思います。

そうしますと、論点1の政治倫理審査会を設置するか否かについての協議に入りたいと思います。前回の意見表明では、公明党さんと虹さんと日本共産党さんは設置が必要ということだったと認識しております。自由民主党・新しい議会は、設置の必要、不要というところまでの意見表明にはまだ至っていなかったと委員長としては認識しております。そのような認識だったと思うんですけども、自由民主党・新しい議会さんのほうはいかがでしょうか。

○【藤江竜三委員】 設置は必要というふうに考えております。ただ、やはり条件整備はしっかりしていかなくはいけないと思いますので、今後とも協議が調う中で設置していきたいと考えております。

○【高柳貴美代委員長】 今、自民党・新しい議会のほうの意見をいただきました。設置に関しては、していく方向性ということが今の御発言からわかりましたので、なければ、論点1の政治倫理審査会を設置するか否かについては、今の御意見から設置することに確認していきたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御異議なしと認め、そのように決定したいと思います。

先ほどの3番の御意見もございましたように、本日は1番の政治倫理審査会を設置することの確認にとどめさせていただきまして、次回より、3番も含めて2番以降の協議に入りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 いいと思いますけど、3番で他市の状況を見てみるという話でした。例えばそれ以外のことも、人数とか、他市によってはきっと違うんだらうなとは思いますが、その辺のことの調査はされるのでしょうか。

○【高柳貴美代委員長】 今の御意見に対して、いかがですか。小口委員。

○【小口俊明委員】 要件ということの中身ですけども、恐らく人数も含まれると思いますが、人数については(4)にかかわってくるのかなと思います。

それと、どういう事案なのかというのは、細かく規定等がありまして、その範囲というのは、あらあら、我々の中でもわかるかと思えます。是非他市で参考にしたいのは、それを申し出るときの手続とか、あるいは必要な書面とか条件とか、何かそういったものがあれば、これは要件のうちの中身であろうかなと思いますので、その辺は参考にできるのかなとは思いますが。

○【高柳貴美代委員長】 住友委員。

○【住友珠美委員】 私は、(4)で必要な人数についての話が出ておりますので、(3)については要件として、どのような形で設置していくかとか、そういったことが話し合われればと、ちょっと別立てで思っておりました、この人数に関しては。といったところです。

○【高柳貴美代委員長】 ほかに。上村委員。

○【上村和子委員】 ちょっと追加で私の意見をこれに関して。虹の議論の中で、今、藤田委員が言ってくれたんですけども、やっぱり本体の政治倫理条例に則していかなきゃいけないので、政治倫理条例の第4条に政治倫理基準というのが1から8、入れているんですね。これを見ると、法律、公職選挙法とか政治資金規正法とか、何かいろいろなものが入っていて、もうこれで最大項入っている。そこにセクシュアルハラスメントも入っているので、いわゆるこれが要件に該当するという、法的というか、これより狭めるのか、これより広げる場合は基準を変えなきゃいけない。条例改正をしなきゃいけないというふうには私は思うんです。だから、条例本体との整合性を持った審査会をつくらなきゃいけない。条例の中に入れるので。だから、そういう整合性の中で検討していただけたらと。

それで、狭める場合は、なぜ狭めるのか。広げる場合は、なぜ広げるのか。広げた場合の条例改正、本体改正が必要になるので、そこはどう考えるかというところぐらいまで検討していただけたら、虹の場合は、割りとプレーンな範疇の中でやったということです。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今の意見を受けて、ほかにございませんか。住友委員。

○【住友珠美委員】 分かりました。今の上村委員の発言で、確かに条例に則したというところは大事かなと。第4条のところも則したものが必要だと思いますので、一度持ち帰らせていただいて、会派で検討させていただけたらありがたいと思います。

○【高柳貴美代委員長】 ほかによろしいですか。

それでは、今いろいろな意見が出たと思いますので、それを念頭に置いていただきまして、持ち帰りで各交渉団体のほうで、もう一度、お話し合いいただいて、次回にお持ち寄りいただきたいと思えます。そちらでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、次に項番5の働き方改革等についてに入ります。このことについては、各論点についてプレゼンテーションを行うことが確認されております。今回初めてのことで、その方法は、4分間のプレゼンを行っていただき、附箋に感想等を書き出す作業が2分と決定したところでございますが、これは厳密に4分、2分ということではございませんので、私もストップウォッチは持ってきません。初めてのことで、リラックスしていただいてやっていきたいと思えます。

では、ここでプレゼンテーションなどを実施するために暫時休憩とさせていただきます。

午前10時12分休憩



午前11時36分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

休憩中に委員の皆様本当に活発にプレゼンテーションをやっていただきまして、働き方改革のことについて、深く進めていくことができるのではないかと委員長としてもうれしく思っております。感想や意見等をホワイトボードに書き出す作業も行って、今、あちらのような形にまとまってござい

ます。こちらのほうは意見、感想につきましては取りまとめて、また、皆様にお示しできればと思っております。

それでは、項番2の手續の厳格化と項番6の議会基本条例の見直しに入りたいと思います。このことについては、今年度における基本条例の取り組み状況を議会運営委員会資料No.2としてまとめております。また、議会基本条例の点検の事例として、東村山市と所沢市のものを御配付させていただいております。

それでは、この資料について、事務局より御説明をお願いいたします。事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議会運営委員会資料No.2をごらんください。今、委員長に御説明いただきましたけれども、改選での取り組みということで、改選の初年度ですので、令和元年度におけます基本条例の取り組み状況というのを、事務局のほうで作成をさせていただいたものでございます。網かけのところが実際の回数ですとか、行ったか行わないか等の記載をしているところがございます。

また、東村山市議会さんと所沢市議会さん、そちらの条例の点検の資料がございましたので、資料として御提示をしているところがございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

これらにつきましては、次回以降の協議に御活用いただくため、本日は各交渉団体にお持ち帰りいただきたいと存じます。このような取り扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、よろしくをお願いいたします。項番2の手續の厳格化と項番6の議会基本条例の見直しをこれで終わらせていただきます。以上で議題1を終わります。

今日は新しい試みを上村委員に御提案いただきまして、暫時休憩中に本当に活発に議論ができたことをうれしく思っております。



○【高柳貴美代委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を散会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

午前11時39分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年1月23日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代